福利厚生
ハンドブック

しんあいは、皆さまが
安心して働けるよう
ワーク・ライフ・バランスを
推進しています。

「あなたらしい働き方をずっと。」

このハンドブックは、結婚、出産、育児、介護など、
「こんなときには、こんなこと…」をまとめたものです。
お手元に置いて、ご活用ください。

※休暇の取得、給付金の給付などについては細かい条件がある場合があります。詳細は管理者にお問合せください。
なお、特に断りがない限り、日数や金額は2025年10月１日現在のものです。

2025.10.1　株式会社しんあい　　第4版

も　く　じ

1　勤務日に休むとき …… 4p
　○　年次有給休暇

2　結婚するとき(職員又は職員の子) …… 5p
　①　特別休暇(結婚休暇)
　②　結婚祝金
　☆　(ジョイブ会員)結婚祝金

3　出産するとき …… 6p
　(1)　職員が出産するとき
　　①　産前産後休業
　　②　出産祝金
　　☆　(ジョイブ会員)出産祝金
　(2)　職員の配偶者が出産するとき
　　①　特別休暇(妻の出産休暇)
　　②　出産祝金
　　☆　(ジョイブ会員)出産祝金
　(3)　職員の子が出産するとき(孫が誕生するとき)
　　○　特別休暇(子の出産休暇)

4　子を育てるとき …… 7p
　①　育児休業
　②　子の看護休暇
　③　育児目的休暇
　④　ベビーシッターの利用割引券が交付されます

5　家族を介護するとき …… 9p
　①　介護休業
　②　介護休暇
　③　しんあいの介護サービスの社員割引での利用

6　家族に不幸があったとき …… 10p
　①　特別休暇(忌引休暇)
　②　弔慰金
　☆　(ジョイブ会員)死亡給付金

7　災害のとき …… 11p
　○　特別休暇(災害休暇)
　☆　(ジョイブ会員)災害給付金

8　当社が指定する感染症に罹ったとき …… 12p
　○　特別休暇(感染対策休暇)

9　誕生月を迎えるとき …… 12p
　○　特別休暇(誕生日休暇)
　※　誕生日手当

10　運転免許証を更新するとき …… 12p
　○　特別休暇(運転免許更新休暇)

11　生理のとき …… 13p
　○　生理休暇

12　健康診断を受けるとき …… 13p
　○　定期健康診断費用の会社負担
　☆　(ジョイブ会員)人間ドック等補助金

13　予防接種を受けるとき …… 13p
　○　予防接種費用の支給

14　傷病になったとき …… 14p
　①　傷病休業(労災)
　②　労災保険による各種補償金(労災)
　③　傷病手当金(私傷病)
　☆　(ジョイブ会員)休業給付金
　☆　(ジョイブ会員)障害給付金

15　一定期間勤務したときなど …… 15p
　①　しんあいポイント給付金
　②　生命保険金相当額給付金(アクサ生命 ﾕﾆｯﾄ・ﾘﾝｸ保険)
　③　がん保険金相当額給付金(明治安田生命 団体がん保険)

16　研修に参加するとき …… 16p
　○　研修費用の一部の会社負担

17　会社の財産を利用するとき …… 17p
　①　駐車場利用制度
　②　社用車レンタル制度
　③　保有施設利用制度

別記1　休業、休暇制度一覧 …… 18p

別記2　ジョイブ静岡の給付金一覧(未記載分) …… 18p

参　考　災害時の対応・困ったときの連絡先 …… 19p

以下のページは、種類により項目を着色しました。
　青色：休業、休暇
　茶色：会社からの給付金
　緑色：ジョイブ静岡からの給付金

1　勤務日に休むとき

○　年次有給休暇が取得できます

どんなとき	理由を問わず、職員が休みたいとき ・友人と旅行に行く。 ・美術館に行く。 ・家でのんびり過ごす。などなど…
いつから	勤続6か月以上が経過した日
いつまで	退職の日

	勤続年数	右以外の職員	所定労働時間が週30時間未満			
			週の所定労働数日数			
			4日	3日	2日	1日
お休みの日数	0.5	10日	7日	5日	3日	1日
	1.5	11日	8日	6日	4日	2日
	2.5	12日	9日	6日	4日	2日
	3.5	14日	10日	8日	5日	2日
	4.5	16日	11日	9日	6日	3日
	5.5	18日	13日	10日	6日	3日
	6.5以上	20日	15日	11日	7日	3日

備　考	・右以外の職員とは、所定労働時間が週30時間以上又は所定労働日数が週5日以上の職員をいいます。 ・半日単位で取得できます。 ・通常の賃金を払います(通勤手当不支給)。 ・使い残した休暇は翌年次に限り、繰り越すことができます(付与から2年経過した残りは失効します)。

(1)　各年次に所定労働日数の８割以上出勤したことが付与の条件です。
(2)　休暇取得の目的や理由は問いません。疲れる前に取得してリフレッシュしてください。
(3)　業務繁忙など、場合によっては取得時季の変更を求めることがあります。

付与日数（前年度からの繰越日数を除く。）が10日以上の職員は、必ず５日以上の取得をお願いします。5日以上取得していただくことは労働基準法による会社の義務ですので、必ず取得するようご協力ください。

２　結婚するとき(職員又は職員の子)

①　特別休暇(結婚休暇)が取得できます	
どんなとき	職員又は職員の子が結婚したとき(事実婚も対象)
いつから	①婚姻届を提出した日　②同居を開始した日 ③結婚式の日　のうち職員が指定した日
いつまで	職員が指定した日から１年間
お休みの日数	職員の結婚　　３日以内 職員の子の結婚　２日以内
備　考	１日単位で分割して取得できます。 通常の賃金を支給(通勤手当は不支給) ①戸籍謄本又は婚姻受理証明書 ②世帯全員が記載された住民票 ③結婚式の招待状等の、いずれかの写しをご提出ください。

②　結婚祝金が支給されます				
どんなとき	職員又は職員の子が結婚したとき(事実婚も対象)			
職員の勤続年数	１年未満	１年-２年未満	２年-３年未満	３年以上
金　額	10,000円	20,000円	25,000円	30,000円
備　考	職員の勤続年数は、職員が指定した事由発生日を基準とします。 職員が指定した日から1年以内に請求してください。			

☆　(ジョイブ会員)　結婚祝金が支給されます	
どんなとき	ジョイブ会員が結婚したとき
金　額	20,000円
備　考	事由発生日の翌日から3年以内

３　出産するとき

(1)　職員が出産するとき

以下の申請に当たっては、①母子手帳(出生届出済証明書)　②その他出生を証する書類(写メも可)のどちらかの写しを提出してください。

①　産前産後の休業が取得できます	
どんなとき	職員が出産するとき
いつから	出産6週間前(多胎妊娠は14週間前)
いつまで	出産後8週間
備　考	無給です。 健康保険から出産手当金を支給(賃金の２/３)

②　出産祝金が支給されます				
どんなとき	職員が出産したとき			
職員の勤続年数 (出産日現在)	１年未満	１年-２年未満	２年-３年未満	３年以上
金　額	10,000円	20,000円	25,000円	30,000円

☆　(ジョイブ会員)　出生祝金が支給されます	
どんなとき	ジョイブ会員が出産したとき
金　額	10,000円

(2)　職員の配偶者が出産するとき

①　特別休暇(妻の出産休暇)が取得できます	
どんなとき	配偶者が出産したとき
いつから	出産予定日の2週間前
いつまで	出産後2週間以内
お休みの日数	３日以内
備　考	１日単位で分割して取得できます。 通常の賃金を支給(通勤手当は不支給)

②　出産祝金が支給されます				
どんなとき	配偶者が出産したとき			
職員の勤続年数 (出産日現在)	１年未満	１年-２年未満	２年-３年未満	３年以上
金　額	10,000円	20,000円	25,000円	30,000円

☆　(ジョイブ会員)　出産給付金が支給されます	
どんなとき	ジョイブ会員に子が誕生したとき
金　額	10,000円

(3)　職員に孫が誕生するとき

○　特別休暇(子の出産休暇)が取得できます	
どんなとき	子又はその配偶者が出産するとき
いつから	出産予定日の2週間前
いつまで	出産後2週間以内
お休みの日数	３日以内
備　考	１日単位で分割して取得できます。 通常の賃金を支給(通勤手当は不支給)

４　子を育てるとき

①　育児休業が取得できます

＜基　本＞

どんなとき	１歳未満の子を養育するとき
いつから	子が出生した日(パパ)、産後休業が明けた日(ママ)
いつまで	子が１歳の誕生日を迎える前日
備　考	無給です。 雇用保険加入者は雇用保険から育児休業給付金を支給 (半年は賃金の２/３、その後は賃金の１/２)

＜パパママ育休プラス＞

どんなとき	母親と父親が同時に育児休業を取得するなどのとき
いつから	子が出生した日(パパ)、産後休業が明けた日(ママ)
いつまで	子が1歳2か月に達する日(様々なパターンあり)
備　考	無給です。 雇用保険加入者は雇用保険から育児休業給付金を支給 (半年は賃金の２/３、その後は賃金の１/２)

＜養育が困難な場合の特例＞

どんなとき	保育所への入所待機中など、養育が困難なとき
いつから	子が1歳に達した日
いつまで	子が1歳か6か月に達する日 (子が2歳に達するまで延長可)
備　考	無給です。 雇用保険加入者は雇用保険から育児休業給付金を支給 (賃金の１/２)

※雇用保険加入者で支給対象となるには、その他条件があります。

育児休業には様々なパターンがあり、
取得条件も異なりますので、具体的
には管理者にご相談ください。

4　子を育てるとき（続き）

②　子の看護休暇が取得できます	
どんなとき	子の負傷、疾病、予防接種又は健康診断のとき
いつから	子が出生した日
いつまで	子が小学校を卒業する日（３月31日）まで ※　障がいのある子（身体障害者手帳、療育手帳所持）の場合は18歳の３月31日まで
お休みの日数	4月1日から翌年3月31日までにおいて 子の人数×5日として計算した日数 （例）子が3人いれば年間15日
備　考	20分単位で分割して取得できます。 一日に複数回取得することもできます。 賃金は所定額の1/2が支給されます。

③　育児目的休暇が取得できます	
どんなとき	子を養育するとき
いつから	子が出生した日
いつまで	子が小学校を卒業する日（３月31日）まで ※　障がいのある子（身体障碍者手帳、療育手帳所持）の場合は18歳の３月31日まで
お休みの日数	4月1日から翌年3月31日までにおいて 子の人数×5日として計算した日数 （例）子が3人いれば年間15日
備　考	20分単位で分割して取得できます。 一日に複数回取得することもできます。 賃金は所定額の1/2が支給されます。

※　②と③の休暇は、それぞれ別に5日ずつ取得できます。

④　ベビーシッターの利用割引券が交付されます	
どんなとき	就労のためお子さん（小学校3年以下）を保育することができないとき
金　額	ベビーシッター利用割引券（1枚2,200円の割引券）
備　考	・企業主導型ベビーシッター派遣事業に基づき、ベビーシッターの利用料金を補助するものです。 ・利用割引券は一日に2枚（4,400円）まで使用できます。 ・利用割引券の使用には、条件があります。

5　家族を介護するとき

①　介護休業が取得できます	
どんなとき	要介護状態(介護や支援を要する状態)の家族を介護するとき(高齢者に限りません。)。 ※　家族は２親等までとし、同居の有無を問わず
いつから いつまで	要介護状態の家族がいる間
お休みの日数	要介護状態の家族1人につき通算93日以内 (合計で93日以内であれば、家族1人につき3回まで分割して取得できます。
備　考	無給です。 雇用保険加入者は雇用保険から介護休業給付金を支給(賃金の2/3)

②　介護休暇が取得できます	
どんなとき	要介護状態(介護や支援を要する状態)の家族を介護するとき(高齢者に限りません。) ※　家族は２親等までとし、同居の有無を問わず
いつから いつまで	要介護状態の家族がいる間
お休みの日数	4月1日から翌年3月31日までにおいて 要介護状態の家族の人数×5日として計算した日数 (例)要介護状態の家族が2人いれば年間10日
備　考	20分単位で分割して取得できます。 一日に複数回取得することもできます。 賃金は所定額の1/2が支給されます。

要介護状態(介護や支援を要する状態)に当たるかどうかは、一概に判断できませんので、事前に管理者までご相談ください。

※　要介護1以下の場合は、チェックリストで判断します。それ以外の方は介護度が分かる書類の写し(写メも可)を提出してください。

③　しんあいの介護サービスを社員割引で利用できます	
どんなとき	当社の施設においてご家族が介護サービスを受けるとき ※　家族は２親等までとし、同居の有無を問わず
社員割引額	①　デイサービス　：昼食費を全額免除(※1) ②　訪問介護や看護　：訪問1回当たり100円割引(※2) ③　しんあいホームてぐみ又はデイサービス第２しんあい、第3しんあいを泊りデイパックで利用する場合：利用料月額より15,000円割引(月途中からの利用の場合は日割計算)
備　考	※1　昼食提供がない場合は割引がありません。 ※2　介護保険負担割合に関わらず定額です。

６　家族に不幸があったとき

①　特別休暇(忌引休暇)が取得できます

どんなとき	家族が亡くなったとき	
いつから	死亡した日	
いつまで	死亡した日から１か月	
お休みの日数	続　柄	日　数
	配偶者、実父母、子	５日
	義父母	３日
	祖父母、兄弟姉妹、曽祖父母(血族)	１日
備　考	１日単位で分割して取得できます。 通常の賃金を支給(通勤手当は不支給)	

②　弔慰金が支給されます

どんなとき	配偶者、父母、子、義父母が亡くなったとき (請求は、死亡の日から１年以内)				
職員の勤続年数 (死亡の日現在)		１年未満	１年-２年未満	２年-３年未満	３年以上
金　額	配偶者	30,000円	50,000円	70,000円	100,000円
	父母 子 義父母	5,000円	7,000円	10,000円	15,000円

☆　(ジョイブ会員)　死亡給付金が支給されます

どんなとき	ジョイブ会員の家族が亡くなったとき	
金　額	続　　柄	金　額
	配偶者	50,000円
	子	20,000円
	親	10,000円
	同居親族 (住宅災害で死亡した場合のみ)	10,000円
備　考	・同居親族は、配偶者、6親等内の血族、３親等内の姻族をいいます。	

(注) 本人が亡くなった場合の死亡給付金は、P18に記載

7　災害のとき

○　特別休暇(災害休暇)が取得できます	
どんなとき	天災その他により被災したとき
いつから	災害が発生した日
いつまで	当社が認めた日
お休みの日数	その期間
備　考	1日単位で分割して取得できます。 通常の賃金を支給(通勤手当は不支給) 被災(火災、家屋の損壊、床上浸水など)により安全に就労することができないときは、速やかに管理者に連絡してください。

☆　(ジョイブ会員)　住宅災害給付金が支給されます			
どんなとき	ジョイブ会員の居住する建物又は家財が被害を受けたとき		
金　額	災　害	被害の程度	給付金額
	火災等	50%以上	200,000円
		30%以上～50%未満	140,000円
		20%以上～30%未満	100,000円
		20%未満	40,000円
	自然災害 (床上浸水以外)	70%以上	60,000円
		20%以上～70%未満	30,000円
		20%未満	6,000円
	自然災害	床上浸水	12,000円

8　感染症に罹ったとき

○　特別休暇(感染対策休暇)が取得できます	
どんなとき	会社が指定する感染症に罹患したとき
いつから	当社が指定した日(発症日)
いつまで	当社が指定した日(発症から3日目)
お休みの日数	３日間
備　考	通常の賃金を支給(通勤手当は不支給) インフルエンザ、新型コロナなどを想定しています。

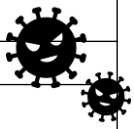

9　誕生月を迎えるとき

○　特別休暇(誕生日休暇)が取得できます	
どんなとき	誕生日の属する月を迎えたとき
いつから	誕生日の属する月の1日
いつまで	誕生日の属する月の末日
お休みの日数	1日(半日単位での取得は不可)
備　考	通常の賃金を支給(通勤手当は不支給) ※　併せて「誕生日手当」が月初に現金で支給されます。 (給与所得になります。)

10　運転免許証を更新するとき

○　特別休暇(運転免許証更新休暇)が取得できます	
どんなとき	運転免許証を更新するとき
いつから	運転免許証の更新ができる期間 (誕生日の前後1か月)
いつまで	
お休みの日数	1日(時給の方は1日の所定時間分) ※　半日単位での取得は不可
備　考	通常の賃金を支給(通勤手当は不支給)

11　生理のとき

○　生理休暇が取得できます	
どんなとき	生理により就業が困難なとき
いつから いつまで	必要な期間
お休みの日数	必要な日数
備　考	1日単位又は1時間単位で取得できます。無給です。

12　健康診断を受けるとき

○　定期健康診断費用を会社が負担します	
どんなとき	定期健康診断を受けるとき
金　額	定期健康診断の費用(追加の検査項目分を除きます。)
備　考	基本的に勤務時間中に健診を受けてください。 健診に要する時間は通常の勤務扱いとします。 ※　対象者及び回数は、次のとおりです。 ①　対 象 者　所定労働時間が週30時間以上で雇用契約を締結した者(9月30日時点で対象となる方) ②　受診回数　年１回ですが、週に1回又は月に4回以上夜勤が見込まれる職員は年２回です。

☆（ジョイブ会員）　人間ドック等補助金が支給されます	
どんなとき	ジョイブ会員が人間ドック、脳ドックを受けたとき 詳細はジョイブのホームページをご覧ください。
金　額	ジョイブのホームページをご覧ください。

13　予防接種を受けるとき

○　予防接種の費用が支給されます※	
どんなとき	インフルエンザ・コロナ等の会社が指定する予防接種を受けるとき(あらかじめお知らせします。)
金　額	接種に係る接種者負担金の全額(上限額を設定) ①　接種月の翌月の給与と一緒に支給します。 ②　回数は、一種類当たり年1回までとします。
備　考	勤務時間中に接種する場合、接種に要する時間は年次有給休暇等を取得します。

※　対象となる予防接種や金額は、会社からの回覧を確認してください。

14　傷病になったとき

①　傷病休業が取得できます

どんなとき	仕事上での傷病により療養するとき
いつから いつまで	療養を要する期間
お休みの日数	その期間内
備　考	最初の3日間は平均賃金の100%を支給。 4日目以降は無給ですが、労災法の休業補償金を申請するものとします。

②　労災保険による各種の補償金が支給されます※

どんなとき	仕事上での傷病で療養するとき
金　額	所定額

※各種の補償は、療養補償、休業補償、傷害補償、遺族補償等です。

③　傷病手当金が支給されます

どんなとき	協会けんぽ加入者が仕事以外での傷病で療養するとき
金　額	4日目以降、傷病手当金として平均賃金の2/3を支給

☆　（ジョイブ会員）　休業給付金が支給されます

どんなとき	ジョイブ会員が休業したとき		
金　額	休業日数	14日以上30日未満	10,000円
		30日以上60日未満	15,000円
		60日以上90日未満	20,000円
		90日以上120日未満	25,000円
		120日以上	30,000円

☆　（ジョイブ会員）　重度・後遺障害給付金が支給されます

どんなとき	ジョイブ会員が重度・後遺障害になったとき		
金　額	障害が固定した年齢	満65歳未満	300,000円
		満65歳以上	150,000円
	不慮の事故による重度障害 （14級～重度）		180,000円　～ 450,000円
	交通事故による重度障害 （14級～重度）		30,000円　～ 750,000円

15　一定期間勤務したときなど

①　しんあいポイント給付金

●　しんあいポイントを付与し、給付金を支給します	
どんなとき	①月の実労働時間数×10 ポイント ②勤続6か月ごとに3,000ポイント(原則) (所定労働時間が週30時間未満の場合は1,500ポイント) ③「私の健康宣言」を提出した場合に10,000ポイントなど
金　額	給付額＝1ポイント=1円として換算した金額×割増率 ※　割増率は取得期間に応じて増えます。
備　考	①5年間は給付請求できません(原則)。 ②退職金(の一部)として受け取ると所得税が軽減されます。

②　生命保険金相当額給付金(アクサ生命 ユニット・リンク保険)

●　生命保険に加入し、保険金相当額を支給します	
どんなとき	①３年以上勤続したときに加入し、 ②死亡したときに支給 ※週の所定労働時間が15時間未満の職員、生命保険に加入が難しい職員等は除きます。詳細は管理者にご相談ください。
金　額	死亡時　200万円(死亡保険金の額)
備　考	・65 歳まで加入できます ・死亡退職時にご遺族に支給します

③　団体がん保障保険金相当額給付金(明治安田生命 団体がん保険)

●　団体がん保障保険に加入し、保険金相当額を支給します	
どんなとき	①５年以上勤続したときに加入し、 ②がん(転移ではなく原発)と診断されたとき ※週の所定労働時間が15時間未満の職員等は除きます。詳細は管理者にご相談ください。
金　額	診断時　100万円
備　考	６５歳まで加入できます

※　②と③については、各月の実労働時間が月の所定労働時間の80%以上である期間を通算して3年以上又は5年以上であることとします。

16　研修に参加するとき

● 研修費用の一部を補助金として支給します	
どんなとき	会社が認める研修に参加するとき
金　額	1　介護職員の研修 ①　介護福祉士国家試験(任意受講) →　受験料を全額支給(1人1回まで) ②　認知症介護実践者研修(会社が指示) →　受講料、交通費等全額支給 ③　介護福祉士実務者研修(任意受講) →　研修費用全額支給(※1) ※1　修了証書の日付から１年未満に退職 →　全額返還 修了証書の日付から１年以上２年未満に退職 →　半額返還 ④　介護職員初任者研修(任意受講) →　③と同様 ⑤　認知症介護基礎研修(任意受講) →　受講費用全額補助
	2　介護支援専門員の研修 ①　介護支援専門職員更新研修(会社が指示) →　法定研修費の全額支給(※2) ※2　有効期限内の途中退職　期間按分して返還 ②　主任介護支援専門員研修(任意受講) →　①と同様
	3　その他、会社が認めた研修(任意受講) →　研修費用の50%を補助(上限月1万円)
備　考	1　交通費の扱いは、次のとおりとします。 ①　会社の指示による研修：交通費(※3)を全額支給 ※3　自家用車利用の場合は、15円/kmで計算 ②　会社の指示によらない研修：交通費は不支給 2　介護福祉士会、ケアマネ協会、事業者連合会等が主催する親睦会の経費は、会社が必要と認めた場合、全額支給することがあります。

17　会社の財産を利用するとき

①　駐車場利用制度

●　会社の駐車場を利用できます	
どんなとき	休日など勤務時間外に自家用車等を駐車したいとき
利用可能 駐 車 場	①　池田島崎公園南側駐車場　　(土日祝、5台) ②　夢庵南側駐車場　　(日のみ、7台) ③　第2しんあい駐車場　　(3台) ④　おでん屋いっとく駐車場　　(１台) (16:00-22:00以外、日・月はこの時間帯も可)
備　考	総務に電話して、使用時間を伝え、予約してください。

②　社用車レンタル制度

●　会社の保有車両を利用できます	
どんなとき	休日など勤務時間外に自動車を利用したいとき
利用可能 車　両	会社が保有している車両 ※　送迎等で使用している場合は利用ができな場合があります。
備　考	①　総務に電話し、使用日時と用途を伝え、予約してください。 ②　車両内にある運行記録簿に走行距離を記載 ③　燃料は走行距離10㎞(軽は15㎞)当たり1リットルとして補充 ※10㎞(軽は15㎞)未満は切り捨てて計算します。

③　保有施設利用制度

●　会社(関連会社)の施設を利用できます	
どんなとき	休日など勤務時間外に会社の施設を利用したいとき
利用可能 施　設	①　おでん屋いっとく ※　日・月　午前中～22:00 その他　午前中～15:00 ②　ここらしさ活動スペース ※　運動型通所サービスで使用する時間以外
備　考	総務に電話し、使用日時と用途を伝え、 予約してください。

別記1

休業、休暇制度一覧				
区　分	休業、休暇の名称			給　与
休　業	産前産後の休業			無　給
	育児休業			無　給
	介護休業			無　給
	傷病休業			原則無給
	休業する場合、一定の要件を満たせば健康保険の出産手当金や雇用保険の各種給付金が支給されます。			
休　暇	年次有給休暇			有　給
	特別休暇 (必要に応じて追加変更されることがあります)	結婚休暇		有　給
		子の結婚休暇		有　給
		妻の出産休暇		有　給
		子の出産休暇		有　給
		忌引休暇		有　給
		災害休暇		有　給
		その他の特別休暇	感染対策休暇	有　給
			誕生日休暇	有　給
			運転免許証更新休暇	有　給
	生理日の休暇			無　給
	子の看護休暇			1/2支給
	育児目的休暇			1/2支給
	介護休暇			1/2支給

別記2

ジョイブ静岡給付金一覧(未掲載分)				
場　面	どんなとき			金　額
銀　婚	会員が銀婚を迎えたとき			10,000円
成　人	会員が満20歳の誕生日を迎えたとき			10,000円
還　暦	会員が満60歳の誕生日を迎えたとき			10,000円
古　希	会員が満70歳の誕生日を迎えたとき			祝　品
入　学	会員の子が小学校に入学したとき			5,000円
	会員の子が中学校に入学したとき			5,000円
宿　泊	会員が保養目的で宿泊施設に宿泊したとき(年1回)			2,000円
死　亡	会員が死亡したとき	疾　病	満65歳未満	300,000円
			満65歳以上	150,000円
		不慮の事故		450,000円
		交通事故		750,000円

ジョイブ静岡は福利厚生サービスを提供する公益財団法人です。
任意加入ですが、加入される場合、会費(月600円)は会社が300円負担(個人負担300円)します。
※　ジョイブの給付金申請の際は、全て証明となる書類の提出が必要です。

災害時の対応

<table>
<tr><td rowspan="3">お休みの日</td><td colspan="2">1　自分と家族の安全確保</td></tr>
<tr><td>2　会社(拠点)に連絡
①　電話
デイサービスしんあい
054-295-9863

第2しんあい
054-295-9361

第3しんあい
054-295-9461

認デイここらしさ
054-295-5230

居宅介護
054-655-9010

訪問看護
054-263-0577

てぐみ
054-262-8882

リハデイ上足洗
054-249-2828

リハデイ池田
054-395-7810

本社
054-295-9861

②　LINEメール等</td><td>③　災害用伝言ダイヤル

録音する場合
①　171を押す
②　1を押す
③　054-295-9861
(本社)
④　1を押す
⑤　メッセージを伝える
例：「〇〇です 無事です」
⑥　9を押す

録音を聞く場合
①　171を押す
②　2を押す
③　054-295-9861
(本社)
④　1を押す
⑤　メッセージを聞く
例：「〇〇さん 自宅待機を継続してください」
⑥　9を押す</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　会社の指示により出勤又は自宅待機</td></tr>
<tr><td>お仕事中</td><td colspan="2">管理者の指示に従い行動</td></tr>
</table>

困ったときの連絡先

困ったとき	連絡先	
ハラスメント相談窓口 →　右の相談員へ連絡	大井　裕也	080-4442-7385
	小野田沙織	080-3754-2922
	総務	080-3279-8895
	佐藤　秀和	080-9701-5012
その他何でも(緊急時) →　役員へ連絡！ ①(携帯)→②(自宅)の順に電話します。	本田　弘哉	① 080-4911-1984
		② 054-374-0460
	梅沢　渉	① 080-3500-1976
		② 054-204-0236

しんあいは、今後も福利厚生の一層の充実を図り、職員の皆さまの
「あなたらしい働き方をずっと。」を応援し続けます。

当社施設(事業所)

デイサービスしんあい
静岡市駿河区池田761番地
054-295-9863

デイサービス第２しんあい
静岡市駿河区池田２２３番地3
054-295-9361

デイサービス第3しんあい
静岡市駿河区池田２２８番地2
054-295-9461

認知症対応型通所介護施設ここらしさ
静岡市駿河区池田765番地
054-295-5230

居宅介護支援事業所しんあい
静岡市駿河区池田767番地1
054-655-9010

訪問看護しんあい
静岡市駿河区池田756番地13
054-263-0577

しんあいホームてぐみ
訪問介護しんあい
(しんあいアシストサービス)
静岡市駿河区池田767番地1
054-262-8882(しんあいホームてぐみ)
054-262-8872(訪問介護しんあい・しんあいアシストサービス)

リハデイしんあい上足洗
訪問介護サテライト
静岡市葵区上足洗２丁目11-5
054-249-2828(リハデイしんあい上足洗)
054-277-9048(訪問介護サテライト)

リハデイしんあい池田
静岡市駿河区池田1371-20
054-395-7810

株式会社しんあい
企業理念

■ロゴ - Concept
全体ではリボン - 贈り物をイメージしています。私たちから利用者様への心を込めたケアサービスの提供を意識し、『満ち足りる』と『情熱』を想起させる暖色（C=0,M=79,Y=96,K=0）1色は、私たちの利用者様へのサービスに対する満足感の約束と、介護職員としての誇りを表現しています。
また、人と人が向き合う表象は、利用者様と私たち介護職員だけでなく、地域社会の様々な資源との支え合いの気持ちも込められており、提供しうる介護サービスの範囲を超えて、地域に貢献していきます。

■しんあい - Concept
しんあいは、5つのお約束を誓います。全職員が宣誓を毎日唱和することで、介護専門職員としてのプロフェッショナル意識とコンプライアンスの徹底を浸透させます。

一、『親愛』（to 利用者様）
：親しみと愛情をもって、利用者様の意向を尊重したケアサービスを実施いたします。
二、『信愛』（to 介護職員）
：しんあいの理念を共有した仲間を信じ支え合い、笑顔の絶えない施設運営をいたします。
三、『深愛』（to 地域社会）
：利用者様、ご家族、その地域に住む全ての方々、組織・団体と深く結びつき貢献いたします。
四、『心愛』（to 自分自身）
：プロの介護専門職員として、人間力と介護技術を向上させるべく、心から自己研鑽いたします。
五、『真愛』（to 御しんあい）
：地域社会に真に必要とされる介護サービスを提供し、公正かつ健全な経営をいたします。

福利厚生ハンドブック(第4版)
2025年10月1日
株式会社しんあい
静岡市駿河区池田765番地
054-295-9861